

住生活基本法 概要

1 基本理念

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、

- ① 少子高齢化の進展等社会経済情勢の変化に的確に対応して、現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等が図られること
- ② 自然、歴史、文化等の地域特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成が図られること
- ③ 民間事業者の能力の活用及び既存住宅の有効利用を図りつつ、住宅購入者等の利益の擁護及び増進が図られること
- ④ 住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠であることにかんがみ、低額所得者、高齢者、子供を育成する家庭等の居住の安定の確保が図られることを旨として行うものとする。

2 責務等

(1) 国及び地方公共団体の責務

- ・ 国及び地方公共団体は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ・ 国は、住宅の品質・性能の維持向上に資する技術研究開発の促進及び住宅建設における木材使用の伝統的技術の継承等を図るための情報提供等の措置を講ずるものとする。
- ・ 国及び地方公共団体は、教育・広報活動等を通じて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国民の理解を深め、その協力を得るよう努めるものとする。

(2) 住宅関連事業者の責務

- ・ 住宅関連事業者は、自らが住宅の安全性その他の品質・性能の確保について最も重要な責任を有していることを自覚し、住宅の設計、建設、販売及び管理の各段階において必要な措置を適切に講ずる責務を有するとともに、その事業活動に係る住宅の正確かつ適切な情報提供に努めるものとする。

(3) 関係者相互の連携及び協力

- ・ 国、地方公共団体、公営住宅等の供給等を行う者、住宅関連事業者、居住者その他の関係者は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(4) 法制上の措置等

- ・ 政府は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置等を講ずるものとする。

3 基本的施策

- ① 国及び地方公共団体は、住宅の耐震改修、省エネ化等住宅の品質・性能の維持向上及び住宅の管理の合理化・適正化のために必要な施策を講ずるものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、住民の福祉・利便施設の整備、住宅市街地の良好な景観の形成等居住環境の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- ③ 国及び地方公共団体は、住宅関連事業者による正確かつ適切な情報提供、住宅性

能表示制度の普及等住宅市場の環境整備のために必要な施策を講ずるものとする。

- ④ 国及び地方公共団体は、公営住宅、災害復興住宅、高齢者向け賃貸住宅等の供給等居住の安定の確保のために必要な施策を講ずるものとする。

4 住生活基本計画

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は全国計画を、都道府県は全国計画に即して都道府県計画を定めるものとする。

(1) 全国計画

- ・ ①計画期間、②基本的な方針、③目標、④目標を達成するための基本的な施策に関する事項等について定めるものとする。
- ・ 国土交通大臣は、国民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、社会資本整備審議会及び都道府県の意見を聴いて、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。
- ・ 国土交通大臣は、全国計画について、政策評価法に基づく政策評価を行うものとする。

(2) 都道府県計画

- ・ ①計画期間、②基本的な方針、③目標、④目標を達成するための基本的な施策に関する事項、⑤計画期間における公営住宅の供給の目標量等について定めるものとする。
- ・ 都道府県は、住民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、当該都道府県の区域内の市町村に協議し、地域住宅協議会の意見を聴くものとする。
- ・ 都道府県は、⑤の公営住宅の供給の目標量について、国土交通大臣に協議し、その同意を得るものとする。国土交通大臣は、同意するときは、厚生労働大臣に協議するものとする。

(3) 住生活基本計画の実施

- ・ 国及び地方公共団体は、公営住宅等の供給等に関する事業の実施のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ・ 国は、住宅関連事業者等が住生活基本計画に即して行う活動を支援するため、情報の提供、住宅の供給等について講ずべき措置の指針の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ・ 住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構等は、事業を実施するに当たっては、住生活基本計画に定められた目標の達成に資するよう努めるものとする。
- ・ 関係行政機関は、全国計画に即した施策の実施に関連する公共施設の整備等に関し、相互に協力するものとする。
- ・ 国土交通大臣は、関係行政機関による住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

5 附則

- ・ 住宅建設計画法は廃止する。
- ・ 公営住宅の整備等は、都道府県計画に基づき行うものとする等公営住宅法の一部を改正するものとする。